

2020年3月12日



組合関係者(常勤役職員・幹事およびその家族)に
新型コロナウイルス感染者が出た場合の措置について

当協同組合の常勤役職員・幹事（およびその家族、濃厚接触者）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、組合役職員全員を14日間の在宅勤務・自宅待機措置とし、この間の組合業務は休業とさせていただきますので、予めご承知おき頂きますようお願い申し上げます。

休業を開始する場合は、別途HP上でお知らせします。

組合員工場において、同様な事態が生じ、生コン納入が出来ないような場合には、近隣工場から出荷することを基本に考え、個別にご相談させていただきます。